## 鳴門市マスコットキャラクター 「うずしおくん」・「うずひめちゃん」 使用取扱いQ&A

- Q1. 「うずしおくん・うずひめちゃん(以下、「キャラクター」という。)」 の図形を変えて(デザイン、色等)使用することはできますか?
- A1. 使用取扱要綱に示された「キャラクター」の図形を変形させたり、図形の一部を欠落させたりなど、基本デザインと異なる図形を使用することはできません。「キャラクター」の表示色は、指定色及び単色としますが、単色とすることにより「キャラクター」のイメージを損なうおそれがあると判断される場合には、個別に相談させていただき修正していただくことがあります。また、指定色を白黒印刷したものは使用していただけますので、申請書にその旨を記載してください。
- Q2. 「キャラクター」の図形の背面に写真などの他の図形を入れても良いですか?
- A2. 「キャラクター」の図形の背面であれば原則、他の図形を入れていただいて構いません。ただし、他の図形を入れることにより、「キャラクター」のイメージを損なうおそれがあると判断される場合には、個別にご相談させていただき修正していただくことがあります。
- Q3. 「キャラクター」のデザインを使用する際、キャラクターのセリフとして フキダシ等を付けることは可能ですか?
- A3. それぞれの「キャラクター」にセリフを付けることは可能ですが、鳴門市マスコットキャラクターとしてあくまで中立ですので、「キャラクター」のイメージを損なうおそれのある性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や、特定の企業や団体をイメージ・宣伝させるような使用はしないでください。
- Q4. 市外の会社や団体でも使用できますか?
- A4. 鳴門市の地域活性化やイメージアップにつながる用途であり、申請の上承認されれば使用していただけます。
- Q5. 個人が使用する場合にも、申請が必要ですか?
- A5. 個人で年賀状等に使用される場合は、申請は必要ありません。

- Q6. 企業・団体のパンフレット、広告看板、レジ袋、包装紙などに「キャラクター」を使用することはできますか?
- A6. 鳴門市の魅力づくりやまちづくり、人づくりなど、鳴門市の地域活性化やイメージアップに寄与することを目的とし、かつ特定の企業や団体のキャラクターと誤認されるおそれのないよう『鳴門市マスコットキャラクター「うずしおくん」』または『鳴門市マスコットキャラクター「うずひめちゃん」』とよくわかるよう明記されている場合は、申請の上承認されれば使用していただけます。
- Q7. 「キャラクター」を使ったグッズを製作し、販売することはできますか。
- A7. 営利目的で、「キャラクター」のぬいぐるみやストラップなど、グッズを製作し、販売することについても、申請の上承認されれば使用していただけます。
- Q8. 「営利目的で有料販売する商品」には、包装紙などは含まれるのですか。
- A8. 商品と一体となった化粧箱などに使用した場合は「営利目的で有料販売する商品」に含みますが、多くの商品に共通して使用する包装紙やレジ袋など無料で提供するものに使用する場合は、「営利目的で有料販売する商品」には含みません。